

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第27号

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次条第2項の個別最低保証額と第5条第2項の個別調整交付額の合計額とし、<u>対象事業ごとにそれぞれ対象経費の額（当該対象経費の額のうち受益者が負担する額がある場合において、次に掲げる場合に該当するときは、対象経費の額から受益者が負担する額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額以内とする。</u></p> <p>（1）<u>市町村負担率（対象経費の額のうち、市町村が負担する額の占める割合をいう。）が、市町村交付金時負担率（鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金条例による交付金の交付を受けて実施した対象事業（以下「市町村交付金事業」という。）に係る対象経費の額のうち、市町村が負担した額の占める割合をいう。）未満の場合</u></p> <p>（2）<u>市町村交付金事業を実施しなかった場合であって、受益者負担率（対象経費の額のうち、受益者が負担する額の占める割合をいう。）が2割を超えるとき。</u></p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 最低保証額（市町村が対象事業を実施する場</p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次条第2項の個別最低保証額と第5条第2項の個別調整交付額の合計額とし、<u>それぞれ対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とする。</u></p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 最低保証額（市町村が対象事業を実施する場</p>

合において、当該市町村に対して最低限保証する交付金をいう。以下同じ。)の総額は、次のいずれか低い額とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額に10分の9を乗じて得た額

(2) 略

2及び3 略

(本交付金の精算払)

第17条 総合事務所長は、前条第2項の規定による通知を行った後、2週間以内に当該通知による本交付金の交付額(以下「確定額」という。)から第13条第1項の規定による本交付金の概算払の額(以下「概算額」という。)を差し引いた額(以下「差引額」という。)が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。

様式第1号(第6条関係)

年度しっかり守る農林基盤交付金年度  
事業実施予定調書

1 略

2 事業内容

種別 ・ 項目	数量	単価	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			整 備 理 由	備 考
					県交 付金 額	市町 村費	その 他		
		円	円	%	円	円	円		
合 計									

注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合

合において、当該市町村に対して最低限保証する交付金をいう。以下同じ。)の総額は、次のいずれか低い額とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額に10分の8を乗じて得た額

(2) 略

2及び3 略

(本交付金の精算払)

第17条 前条第2項の規定による通知(以下「交付額確定通知」という。)を受けた交付決定市町村長は、総合事務所長に本交付金の支払を請求するものとする。

2 前項の規定による本交付金の支払請求額は、交付額確定通知による本交付金の交付額から第13条第1項の規定による本交付金の概算払の額を差し引いた額とする。

3 総合事務所長は、第1項の規定による適正な請求を受けた日から2週間以内に本交付金を支払うものとする。

様式第1号(第6条関係)

年度しっかり守る農林基盤交付金年度  
事業実施予定調書

1 略

2 事業内容

種別 ・ 項目	数量	単価	事業 費	県交 付金 額	市町 村費	整 備 理 由	備 考
合 計							

を記載すること。

2 工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

様式第2号(第7条・第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金交付申請書

年度しっかり守る農林基盤交付金の交付を受けた  
いので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則  
第7条(第9条)の規定により、下記のとおり申請し  
ます。

記

対象事業の内容及び事業費 (単位:円)

事業 種別	数量	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			備考
				県交 付金	市町 村費	その 他	
合計							

注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象  
経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合  
を記載すること。

2 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資  
料を添付すること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年  
度しっかり守る農林基盤交付金について、下記のと

様式第2号(第7条・第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金交付申請書

年度しっかり守る農林基盤交付金の交付を受けた  
いので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則  
第7条(第9条)の規定により、下記のとおり申請し  
ます。

記

対象事業の内容及び事業費 (単位:円)

事業 種別	数量	事業 費	内 訳			備考
			県交 付金	市町 村費	その 他	
合計						

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年  
度しっかり守る農林基盤交付金について、下記のと

り変更したいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第9条の規定により申請します。

り変更したいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第9条の規定により申請します。

記

記

1 略

1 略

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業 種別	数量	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			備考
				県交 付金	市町 村費	その 他	
合計							

事業 種別	数量	事業 費	内 訳			備考
			県交 付金	市町 村費	その 他	
合計						

注 変更前の事業費等を、( )書で上段に記載すること。

注1 変更前の事業費等を、( )書で上段に記載すること。

2 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

3 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

様式第4号(第14条関係)

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金実績報告書

年度しっかり守る農林基盤交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業 種別	数量	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			備考
				県交 付金	市町 村費	その 他	

事業 種別	数量	事業 費	内 訳			備考
			県交 付金	市町 村費	その 他	

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

注1 交付決定における事業費等を( )書で上段に記載すること。

2 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

3 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

略

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

注 交付決定における事業費等を( )書で上段に記載すること。

略

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する本交付金について適用し、施行日前に交付した本交付金については、なお従前の例による。